



資料 1 伊豆の国市環境基本条例

伊豆の国市環境基本条例

平成 25 年 3 月 18 日
伊豆の国市条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生育する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、市、市民、事業者及び滞在者が、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、本市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識のもとに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、地球環境の保全に資するように行なわなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者（以下「市民等」という。）の参加及び協力を促進し、その意見を聴取し、及び反映するよう努めなければならない。

3 市は、自らの事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、市民等が環境の保全及び創造のために行なう活動を支援し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保

全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

- 2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、水資源及びエネルギーの有効的利用、廃棄物の減量と資源化等を図ることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 3 市民は、自然環境の適正な保全のため、生活排水の浄化、地下水の保全、花き緑化の推進等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行なうに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、役務等の利用等に努めるとともに、製品その他の物が廃棄物になった場合において適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境施策の総合的かつ中長期的な大綱
 - (2) 環境の保全及び創造のために、市及び市民等のそれぞれ配慮すべき事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する伊豆の国市環

境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民等の健康の保護と、清潔で美しい街づくりを積極的に推進し、快適な生活環境の保全を図るため、公害、ごみ処理その他環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、水資源、森林、農地、公園等における花と緑の調和した自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めなければならない。

(快適な環境の創造)

第11条 市は、潤いと安らぎのある環境の創造、良好な景観の確保、貴重な自然環境の保存及び活用を図ることにより、市民生活の快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな調和を確保するよう努めなければならない。

(環境負荷の少ない循環型社会の実現)

第12条 市は、環境負荷の少ない循環型社会の実現に資するため、市民等による資源の有効かつ循環的利用、廃棄物の減量と資源化、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(諸事業の立案等に当たっての配慮)

第13条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及びエコアクション 21 との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上で、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が事業活動、日常生活又は来遊中の行動における環境負荷の低減のため適切な措置をとることを誘導するため、調査及び研究を行ない、その結果、必要があると認める

ときは、そのための措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解と関心が深められ、その活動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第19条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(指導、勧告等)

第20条 市は、良好な環境に対する侵害又は侵害のおそれがあると認められるときは、これを防止又は排除するため、その原因者に対し、説明又は報告を求め、必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市の各部署との連携を図り、環境施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(公害等に係る苦情処理)

第23条 市は、公害、騒音、不法投棄等に係る苦情処理については、国、県、所轄の警察署、田方地区消防組合及び他の市町（以下「関係行政機関」という。）と連携し、迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。

(関係行政機関との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を推進するた

めの広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、関係行政機関と協力して行うよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全に関する市民等の自発的な行動を助長するとともに協働による施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して必要な事項を調査審議するため、伊豆の国市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境施策に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定により、その権限に属する事務

(組織及び任期)

第27条 審議会は、委員10人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたる者

3 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例の廃止)

2 伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例(平成 2 年伊豆長岡町条例第 3 号)は、廃止する。

(菰山町まちをきれいにする条例の廃止)

3 菰山町まちをきれいにする条例(平成 11 年菰山町条例第 8 号)は、廃止する。

(伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例の廃止)

4 伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例(平成 2 年伊豆長岡町条例第 20 号)は、廃止する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年伊豆の国市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

資料 2 関係者名簿

■伊豆の国市環境審議会

氏名（敬称略）	所属・役職等	備考
大沢 秀光	伊豆の国市商工会会長	
神田 弘	市民公募	
小嶋 睦雄	静岡大学名誉教授、前静岡県環境審議会会長、静岡県森林県民円卓会議委員、長泉町環境審議会会長	会長
児玉 俊幸	旭化成ファーマ株式会社 大仁統括センター 環境安全部 課長	
瀬本 豊久	環境カウンセラー、エコアクション21 審査人、元静岡市役所職員	
竹口 紀之	臼井国際産業株式会社 商品企画部 グローバル環境企画課 課長	
近田 司	市民公募	
西島 茂	伊豆の国市農業委員会会長（～2023（令和5）年7月19日）	
鈴木 宗男	伊豆の国市農業委員会会長（2023（令和5）年7月20日～）	
服部 乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター センター次長、環境カウンセラー、長泉町環境審議会委員	副会長

資料 3 策定経過

年月日	会議等の名称	検討・審議内容・備考
2022（令和4）年		
3月 23日	令和3年度環境審議会	第2次環境基本計画の策定の概要
6月 ～7月	第2次伊豆の国市環境基本計画に関するアンケート調査	回答率は市民36.4%（1,000人を対象）、事業者33.0%（100事業所を対象）
10月 26日	令和4年度第1回環境審議会	諮問、アンケート調査結果、計画の基本的事項、環境の現状についての審議
2023（令和5）年		
3月 17日	令和4年度第2回環境審議会	第1次計画の評価、計画の骨子（案）、計画の目標、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画（概要）の審議
8月 22日	令和5年度第1回環境審議会	望ましい環境像、取り組みの推進、計画推進のしくみの審議
10月 19日	令和5年度第2回環境審議会	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画、計画案の審議
11月 16日 ～12月 11日	パブリックコメントの実施	46件の意見等が寄せられた
2024（令和6）年		
1月 25日	令和5年度第3回環境審議会	計画案・答申案の審議
2月 9日	環境審議会から市長へ答申	
3月	計画の策定	

資料 4 絶滅の可能性のある動植物

カテゴリー区分	絶滅の可能性のある植物	絶滅の可能性のある動物
絶滅 (EX)	該当なし	ホトケドジョウ
野生絶滅 (EW)	該当なし	該当なし
絶滅危惧 I A 類 (CR)	デンジソウ、サルメンエビネ、ベニバナヤマシャクヤク	オオイトトンボ
絶滅危惧 I B 類 (EN)	ヒツジグサ、マヤラン、イイヌマムカゴ、トキソウ、クロホシクサ、オキナグサ、ヒトツバハギ、マツバニンジン、ミズキカシグサ、ムラサキ、ムシャリンドウ、キセウタ、コタヌキモ、アズマギク、ヒメヒゴタイ	ササゴイ、ヤマセミ、ヤイロチョウ、ニホンウナギ、ニホンカワトンボ、キイロサナエ、トラフトンボ
絶滅危惧 II 類 (VU)	ミズニラ、マツバラン、オオアカウキクサ、サンショウモ、タキミシダ、ナカミシラン、アイコハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ、ヒロハヤブソテツ、ズソウカンアオイ、アマギカンアオイ、マルミスブタ、スブタ、トリゲモ、イトモ、ナギラン、クマガイソウ、ミズトンボ、フウラン、サギソウ、ツレサギソウ、ヤマトキソウ、イトテンツキ、ヒナザサ、ミスミソウ、クロツバラ、キスミレ、ミヤマツチトリモチ、オオヤマツツジ、ムラサキセンブリ、オオアブノメ、イズコゴメグサ、タヌキモ、キキョウ、タカサゴソウ、アキノハハコグサ、ミシマサイコ	トモエガモ、ヒクイナ、タカブシギ、ヒバリシギ、ハイタカ、サシバ、アオバズク、ハヤブサ、コシアカツバメ、サツキマス (アマゴ)、カマキリ (アユカケ)、ウツセミカジカ (降海回遊型)、ホンサナエ、コサナエ、ウラナミアカシジミ、クロシジミ
準絶滅危惧 (NT)	オトメアオイ、エビネ、キンラン、セッコク、ミズマツバ、サクラガンピ、ヤナギヌカボ、アマギツツジ、ミゾコウジュ、イズハハコ	カヤネズミ、クイナ、タゲリ、イカルチドリ、セイタカシギ、オオタカ、フクロウ、アリスイ、ニホンイシガメ、トノサマガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、ホソミオツネントンボ、アオハダトンボ、カトリヤンマ、ヨツボシトンボ、ウラギンスジヒョウモン、クモガタヒョウモン、コシロシタバ、コガムシ、ヒゲコガネ、マシジミ
情報不足 (DD)	アオガシ、ウミヒルモ、ササバラ	ドジョウ
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	該当なし	ニホンザル
要注目種	現状不明 (N-I)	センニンモ、ヤマブキソウ、ゴマノハグサ
	分布上注目種 (N-II)	モクレイシ
	部会注目種 (N-III)	ミズオオバコ、ギンラン、フサモ、ホソバハマアカザ、イナモリソウ、ヒキヨモギ、ノニガナ、オナモミ
		該当なし
		ノビタキ、オカダトカゲ、ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、オオチャバネセセリ、コムラサキ
		ゴイサギ、ミサゴ、コチヨウゲンボウ、ニホンヤモリ、アズマヒキガエル、ミゾナシミズムシ、ヒメジャノメ、サトキマダラヒカゲ、シマゲンゴロウ

注 1) カテゴリー区分は、静岡県版レッドデータブックの区分に従った。

注 2) 淡水魚類については、静岡県内を 4 つの地域に区分しているが、本市は県伊豆地域のカテゴリーを掲載した。

静岡県レッドデータブックのカテゴリー区分と本市での確認種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数	
		植物	動物
絶滅 (EX)	本県で既に絶滅したと考えられる種	-	1
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	-	-
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	18	8
ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	3	1
ⅠB類 (EN)	近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	15	7
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種	37	16
準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種	10	23
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種	3	1
絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している地域個体群で絶滅のおそれが高いもの	-	1
要注目種	本県独自のカテゴリー	12	15
現状不明 (N-I)	現状が不明な種	3	-
分布上注目種 (N-II)	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種	1	6
部会注目種 (N-III)	その他各部会で注目すべきと判断した種	8	9
合計		80	65

【資料：静岡県版レッドデータブック】

資料5 用語解説

あ行

■アスベスト

石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、被覆・建築材など広く利用されていた。しかし、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■エコアクション21

ISO14001規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

■エネファーム

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの愛称であり、「エネルギー」と「ファーム＝農場」を組み合わせて名付けられた。天然ガスから電気とお湯をつくることができる。

か行

■家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

■クールシェア・ウォームシェア

1人1台のエアコンをやめ、家族やご近所同士がひとつの部屋や場所に集まり、涼しい場所をみんなでシェアすることを「クールシェア」、暖かい場所をシェアすることを「ウォームシェア」という。

■クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

■グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、ゴルファー緑化協力を始め、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりを進めている。具体的には苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

■クルポ

スマートフォンなどの専用アプリを活用しながら、地球温暖化防止のための取り組みを実践する、全世代参加型の県民運動。温暖化防止につながる行動をするとポイントが貯まり、賞品が当たる抽選に参加できる。

■光化学オキシダント(0x)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの刺激性を有する物質の総称をいう。

■耕作放棄地リノベーション事業

荒廃した耕作放棄地を解消するため、新たに農作物の栽培や景観作物の作付などに取り組む農業者などを支援する事業。

■コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システム。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。

■昆明（こんめい）・モンリオール生物多様性枠組

生物多様性の世界目標である「愛知目標」の後継となる2030（令和12）年までの新たな世界目標の枠組。2022（令和4）年12月、カナダ・モンリオールで開かれた生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。

さ行

■サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るまで環境負荷を

考慮したサステナブル(持続可能)なファッションへの取り組みで、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

■ジオサイト

ジオパークの大地の成り立ちがわかる見どころをジオサイトと呼ぶ。

■ジオパーク

世界遺産などと同様に、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が推進しているプログラムで、地質学的にみて国際的な価値のあるサイトがあり、「保護」「教育」「持続可能な開発」が一体となった概念により管理されたエリア。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

■循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源(製品や部品等を含む)を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済社会システム。循環経済は、資源の浪費に依存しない持続可能な経済発展に貢献する。

■食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による廃棄、規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどがある。

■生物多様性条約締約国会議(COP15)

2010(平成22)年10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議(COP)。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組である「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知目標」などが採択された。

■ソーラーシェアリング

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備などの発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うこと。「営農型発電設備」とも呼ぶ。

た行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル(コプラナPCB)の3種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒

物」ともいわれる。催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■代替フロン類

オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」(クロロフルオロカーボン、CFC)を代替するために開発された物質の中で、水素原子を含むハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)等がある。

■脱炭素

二酸化炭素、メタン、フロン類など、地球温暖化を進行させる温室効果ガスの排出をゼロにした社会を「脱炭素社会」という。最近では2050(令和32)年までに脱炭素社会を目指す国が多くなっている。

■田んぼダム

下流域の湛水被害リスクを低減するために、水田に降った雨を一時的に貯留する取り組み。水田の落水口に調整板などを設置する取り組みであり、ダムや遊水地のような施設ではない。また、作物の生産に影響を与えない範囲で、農業者の協力を得て実施する取り組みであり、大豆や小麦などの湛水の影響を大きく受ける作物を作付する水田では行えない。

■低温バイナリー

水より沸点の低い作動媒体(代替フロン、水とアンモニアの混合液等)を熱交換器によって加熱、蒸発させ、この媒体の蒸気でタービンを回す方式をバイナリー発電と呼ぶ。加熱流体と作動媒体と2つあることからバイナリー式と呼ばれている。REPOSでは、低温バイナリーを53~120℃としている。

■デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」ともいう。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境によいエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

■出前講座

市町の職員が地域などに出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを考えるもの。

■デマンド式

自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に、バス並みの安価な料金で応える市民限定の公共交通サー

ビスのこと。

■デマンドリスポンス

消費者が賢く電力使用量を制御することで、電力需給バランスを調整するためのしくみ。

■テレワーク

「Tele=離れた」と「Work=働く」を合わせた造語で、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

■トップランナー制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で規定する特定機器の省エネルギー基準を、商品化されている製品で最もすぐれている機器の性能以上に設定する制度。

な行

■内水氾濫

大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる災害を内水氾濫、または浸水害という。一方、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水、外水氾濫と呼ぶ。

■熱ストレス超過死者数

熱中症に代表されるような暑熱によって起こる死亡を熱ストレス死亡と呼び、死者数が最低となる気温を基準として、気温が高くなった場合に増加する死者数のこと。

■乗合タクシー

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。タクシー事業者が行っており、タクシー車両を用いるためこの名前がついているが、所定のダイヤと停車地に従って運行し、利用者はタクシーというより路線バスに近い感覚で利用することになる。

は行

■バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。

■バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

■ビークル・トゥ・ホーム（V2H）

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の大容量バッテリーを、家庭で有効活用するためのシステム。

■ヒートポンプ

大気中などの熱を集めて移動させるシステムで、電力は熱を運ぶ動力として使うため、少しの電力で大きな熱を利用することができる。ガスや石油による燃焼方式に比べ、CO₂排出量の大幅削減を実現する技術として注目を集めている。

■フォッサマグナ地域

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断位置し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地をフォッサマグナと呼ぶ。フォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地域であり、植物地理学においてこの地域をフォッサマグナ地域と呼ぶ。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげなだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

ら行

■リチウムイオン蓄電池

リチウムイオン電池の電力を蓄える装置。リチウムイオン電池は、エネルギー密度と電圧が高く、充電できるという特徴を持つ。携帯電話、スマートフォン、電気自動車などに使われている。

■リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」（ビールびん）や古着などがある。

■レンタサイクル（シェアサイクル）

自転車を有料で貸し出すシステム、他の人と自転車をシェア（共有）できるサービスをいう。レンタサイクルは、店舗で貸し出して借りた店舗に返却する。シェアサイクルは、一定のエリアに「サイクルポート」と呼ばれる駐輪場があって、いつでも、どこのポートでも貸し出し・返却ができる。

英数字

■BEMS

Building and Energy Management Systemの略。ビル等の建物内で使用する電力消費量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システムのこと。

■CSR

Corporate Social Responsibilityの略。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

■EMぼかし

米ぬか、もみから、糖蜜にEM菌（有効微生物群）を混ぜて発酵乾燥させたもの。生ごみにぼかし（発酵合成型有機堆肥）を使用して発酵させ、それを畑や花壇に使用することで良質な有機肥料となる。

■ESCO事業

ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、人材、資金などの全てを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、全て省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

■EV（電気自動車）

Electric Vehicleの略。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

■FCV（燃料電池自動車）

Fuel Cell Vehicleの略。燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

■FEMS

Factory Energy Management Systemの略。工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。

■FIT（固定価格買取制度）

Feed-in Tariffの略。経済産業省が2012（平成22）年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。買取期間が過ぎてFIT制度の適用が終了することを「卒FIT」という。

■HEMS

Home Energy Management Systemの略。
⇒家庭用エネルギー管理システム参照

■IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、2023（令和5）年には第6次評価報告書統合報告書が発行された。

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）が1996（平成8）年に制定した環境マネジメントシステムの国際規格。環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えている。

■OMソーラー

太陽の熱を利用して暖房や給湯、換気といったものに変換するシステム。「太陽熱空気集熱式パッシブソーラーシステム」ともいう。

■PHV（プラグインハイブリッド自動車）

Plug-in Hybrid Vehicleの略。
⇒プラグインハイブリッド自動車参照

■SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する成果文書で示された具体的行動指針。17の個別目標とより詳細な169項目の達成基準から構成される。

■V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

Vehicle to Homeの略。
⇒ビークル・トゥ・ホームシステム参照

■ZEB・ZEH

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビル（ZEB）、住宅（ZEH）のこと。

